

改正

平成29年8月24日告示第132号

庄原市森づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業団体その他市長が適当と認める団体若しくは森林所有者（以下「団体等」という。）が、森林の持つ多様な公益的機能の維持増進等を図るための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、当該補助金の交付に関し、ひろしまの森づくり事業補助金等交付要綱（平成19年4月5日制定）、ひろしまの森づくり事業（交付金事業）実施要領（平成19年4月5日制定）、環境貢献林整備事業実施要領（平成19年4月5日制定）、環境貢献林整備事業実施要領の運用（平成19年4月5日制定）及び庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の種類)

第2条 この要綱における補助金の種類は、環境貢献林補助金及び里山林等補助金とする。

(補助の対象等)

第3条 補助の対象となる事業内容、対象経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請団体」という。）は、庄原市森づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請団体は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなけ

ればならない。ただし、申請時において当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条に定める申請書を受理した時は、その内容を審査し、補助金の交付が適当と認められた時は、庄原市森づくり事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請団体に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付決定に当たり、次に掲げる指示又は条件を付すものとする。

- (1) 環境貢献林補助金及び里山林等補助金については、相互に補助金の流用をしてはならないこと。
- (2) 別表に規定する特認事業及び特認事業以外の事業については、相互に補助金の流用をしてはならないこと。
- (3) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (5) 事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産で第15条第2項の規定による処分の制限期間を経過していないものについては、取得財産調書(様式第4号)及びその関係書類を整備保管すること。

2 前項第3号及び第4号の規定に基づき市長の承認を受けようとするときは、庄原市森づくり事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 第5条の規定により補助金の交付決定を受けた団体等(以下「補助団体」という。)は、決定通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から30日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(届出の義務)

第8条 補助団体は、事業着手と同時に着手届を、完成と同時に完成届を市長に提出しなければならない。

(事業遂行状況の報告)

第9条 補助団体は、毎月5日までに、前月末までの事業遂行状況(様式第5号)を市長へ報告しなければならない。ただし、次条の実績報告書を提出した場合にあっては、事業遂行状況の報告は不要とする。

(実績報告)

第10条 補助団体は、補助事業等が完了したとき(中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、庄原市森づくり事業実績報告書(様式第6号)に収支精算書、その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項に定める書類の提出期限は、当該事業の完了した日若しくは、当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して、30日を経過した日又は当該補助金の交付決定があった日の属する市の会計年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした団体等は、第1項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金等の額から減額して報告しなければならない。

4 第4条第2項ただし書により交付の申請をした団体等は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を庄原市森づくり事業仕入れに係る消費税等相当額報告書(様式第7号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けた場合はこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けたときは、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助団体に通知するものとする。ただし、軽易なものについては、この限りではない。

(補助金の請求)

第12条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、市長が別に定める日までに補助金交付請求書により市長に請求しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第13条 補助金の交付を受けた補助団体は、補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況について明らかにしておくものとする。

2 前項の規定による帳簿及び補助金の経理に関する証拠書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不当な手続きにより補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金をその目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(財産の処分制限)

第15条 補助金の交付を受けた補助団体は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過したときは、この限りではない。

- (1) 1件50万円以上の機械及び器具
- (2) その他市長が補助金の交付の目的を達成するため特に必要と認めて指定するもの

2 前項に定める財産の処分を制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている期間とし、同省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号)に定める期間とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則 (平成29年8月24日告示第132号)

この告示は、平成29年8月25日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

区分	事業名	事業内容	対象経費	補助率
環境貢献 林補助金	環境貢献林 整備事業	手入れがなされ ず放置され、緊急 に整備が必要な人 工林について、森 林の公益的機能を 持続的に発揮させ るため、間伐、被 害木の伐倒整理等 を行う。	<p>団体等が次の事業を 行うのに要する経費</p> <p>(1) 人工林健全化 林内の下層植生を 回復させるための伐 採に要する経費</p> <p>(2) 針広混交林化 針広混交林等への 天然更新を促す伐採 に要する経費</p> <p>(3) 被害木の処理 被害木の伐倒及び 整理に要する経費</p> <p>(4) 森林作業道の 整備 森林管理のための 森林作業道の開設及 び補修に要する経費</p> <p>(5) 簡易な木製構 造物の設置 土砂流出を防止す るための簡易な木製 構造物の設置に要す る経費</p> <p>(6) 森林整備の働 きかけや境界明確化 等に要する経費</p>	ひろしまの 森づくり事 業補助金等 交付要綱に 準ずる。
里山林等 補助金	里山林整備 事業	手入れ不十分な 農山村地域の里山 林等について、生 活環境及び自然景	<p>団体等が次の事業を 行うのに要する経費</p> <p>(1) 景観保全型 里山林の手入れ不</p>	10/10以内

		<p>観の保全を図るため、土砂災害防止、生物多様性の保全、鳥獣被害防止、自然とのふれあい等を目的とした森林整備を行う。</p>	<p>足や竹林化により、景観の悪化が生じている地域において、森林からもたらされる景観を地域全体で向上させるための森林整備等に要する経費</p> <p>(2) 防災・減災型 災害の危険性のある里山林において、地域住民が一体となった防災・減災のための森林整備等に要する経費</p> <p>(3) 地域資源活用型 地域の資源である森林の風景やランドマーク、森林とふれあう場所を再生し地域の価値を高めるため、地域住民が一体となって行う森林整備等に要する経費</p> <p>(4) 環境緑化・保全型 公共緑化や生活環境の緑化推進など、緑とのふれあいの機会の増進や生活環境の維持等を図るために行う取組に要する経費</p>	
--	--	---	---	--

			(5) 鳥獣被害防止型 地域全体で鳥獣等の隠れ場所を無くすために行う森林整備に要する経費	
里山保全活用支援事業	住民参加型の里山林の保全活用のための活動を促進するため、住民団体、NPO等自らの企画・立案による取り組みや企業による社会貢献活動を支援する。	里山林等の保全活用に関する住民団体、NPO、企業等の自らの企画・立案による取り組みに要する経費		10/10以内
森林・林業体験活動支援事業	森林・林業に対する理解と森づくりへの積極的な参加を図るため、森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動等を行う。	団体等が行う、森林・林業についての体験活動、学習、木育活動等の実施に要する経費		10/10以内
県産材利用対策事業	木材利用を通じた森林管理を拡大するために、県産材の需要拡大や利用推進を支援する。	団体等が行う、継続的に森林資源を活用し、森林整備を進めるための初期投資等に要する経費		10/10以内
里山活用・保全活動支援事業	小規模林業経営や自主的に活動する森林保全活動など、森林を活用し	団体等が次の事業を行うのに要する経費 (1) 森林を活用する取組などを通じ、		10/10以内

		ながら森林整備を行うものを新たに育成し、大規模な集約型林業によらない森林保全活動を推進する。	小規模林業経営者や住民団体、NPO等が、森林整備を自主的、継続的に行うために必要な取組に要する経費 (2) 活動開始時に必要となる初期費用 (3) 自主的・継続的な活動を行う上で必要となる財務基盤や安全管理技術などの課題解決に必要なとなる取組に要する経費	
特 認 事 業	地域資源保全活用事業	住民団体等が主体となって、里山の保全や活用を目的とした計画（地域資源保全活用プラン）に基づき、継続的に行う森林整備等を支援する。	団体等が作成する計画（地域資源保全活用プラン）に基づき行う森林整備等	10/10以内 ただし、別に市長が認めた額以内
	里山防災林整備事業	地域における自主的な森林管理を行うため、防災・減災を目的とした森林整備等を行うとともに、地域住民が自ら森林の状況や災害の危険性を把握するための仕組みづくりを支	団体等が次の事業を行うのに要する経費 (1) 土砂災害の恐れのある区域及びその上流に位置する森林における防災・減災のための森林整備等に要する経費 (2) 前項に併せて行う、体制整備及び	

		援する。	地域住民の意識醸成に必要な経費 (3) 地域住民の合意形成経費等事業推進に必要な経費	
	森林・林業体験活動支援事業	広域的な取組みを推進するため、市域を超えて都市と山村の連携による森林の機能や林業について学ぶ森林・林業体験活動等に対して助成する。	里山林等補助金の森林・林業体験活動支援事業に記載の対象経費のとおり	
	県産材利用対策事業	県産材利用対策事業について、基礎交付額では対応できない場合に助成する。	里山林等補助金の県産材利用対策事業に記載の対象経費のとおり	
	その他	上記以外の事業で、特に必要と認められる事業	市長が特に必要と認めた事業で、その取組みに要する経費	
	事業推進費	住民団体等が行う、森林整備の働きかけや境界明確化等に要する経費		10/10以内

様式（省略）